⑵　設計・コンサルティング業務
ア　予決令第70条の規定に該当する者
イ　業務に関し法律上必要とする資格を有しない者
ウ　経営状態が著しく不健全であると認められる者
5　競争参加者の資格及びその審査
⑴　建設工事についての一般競争（指名競争）参加者の資格及びその審査
一般競争（指名競争）に参加する資格を得ようとする者の等級の格付けは、建設工事の種類ごとに「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第３条に掲げる資格審査の項目により審査し、予定価格の金額に応じ、一式工事業者（建設業法第２条第１項別表に規定する土木一式工事及び建築一式工事を請け負う者をいう。以下同じ。）にあっては、A、B、C、Dの４等級に、一式工事業者以外の工事業者にあっては、A、B、Cの３等級に格付けする。
⑵　設計・コンサルティング業務についての一般競争（指名競争）参加者の資格及びその審査
一般競争（指名競争）に参加する資格を得ようとする者の資格の決定は、業種区分ごとに大臣決定第33条に掲げる資格審査の項目により算定して得た点数を付与した上で、審査し決定する。
6　資格審査結果の通知　「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間　令和５年４月１日から令和７年３月31日までとする。ただし、随時の受付においては資格の認定があった日から令和７年３月31日までとする。
8　その他
⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格
特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同帯により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「手続開始決定者」という。）は、文教施設企画・防災部長が定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。なお、手続開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）入札に参加することができない。
⑶　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、郵送に限るものとする。
ア　申請者が経常建設共同企業体である場合。
イ　申請者が事業協同組合であり、かつ、官公需適格組合の証明を受けている組合であって、資格審査の項目の適用に当たり構成員の指定を行う場合。
ウ　申請者が合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）。
合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者
⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
エ　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。
オ　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。
⑷　次に掲げる場合の設計・コンサルティング業務の申請については、郵送に限るものとする。
申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。
別記　郵送による申請の提出場所　〒100－8959　東京都千代田区霞が関３－２－２　文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室監理係　電話番号03―5253―4111　内線3699

競争参加者の資格に関する公示

2023・2024年度において首都高速道路株式会社（以下、当社という。）が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格を得ようとする方の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和４年10月24日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　前田　信弘
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　申請を受け付ける工事種別及び業種区分
⑴　工事種別（建設工事）　工事種別は、次に掲げるとおりとします（かっこ書は、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類です。）。
①　土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、内装仕上工事、水道施設工事、解体工事）
②　建築工事（建築一式工事、鋼構造物工事、建具工事、清掃施設工事）
③　舗装工事（舗装工事）
④　鋼橋工事（とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事）
⑤　プレストレストコンクリート橋工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑥　電気工事（電気工事）
⑦　電気通信工事（電気通信工事、消防施設工事）
⑧　管工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　塗装工事（塗装工事）
⑩　造園工事（造園工事）
⑪　機械器具設置工事（鋼構造物工事、機械器具設置工事、清掃施設工事）
⑫　遮音壁工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、解体工事）
⑬　標識工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、板金工事、解体工事）
⑭　区画線工事（塗装工事）
⑮　道路保全土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、造園工事、解体工事）
⑯　道路保全施設工事（建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑰　その他上記以外の工事（屋根工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事）
⑱　道路清掃
⑵　業種区分（測量・建設コンサルタント等）　業種区分は、次に掲げるとおりとします。
①　調査
㋐土質・地質調査　㋑環境調査　㋒交通調査　㋓計画調査　㋔補償調査　㋕その他調査
②　設計
㋐橋梁設計　㋑トンネル設計　㋒道路設計　㋓その他土木設計　㋔建築設計　㋕電気設備設計　㋖電気通信設備設計　㋗管設備設計　㋘機械器具設置設備設計　㋙その他設備設計　㋚土木施工管理　㋛建築施工管理　㋜設備施工管理
③　測量
㋐測量一般　㋑航空測量
④　試験
各種試験及び点検